

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年10月までの期間及び60年5月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年10月まで
② 昭和60年5月から62年3月まで

昭和37年11月にA市に転居するまでB市に住んでおり、国民年金制度発足時から加入して保険料を納付した。65歳の時に記録を確認した際、7か月間の保険料の未納期間があることが分かった。この時は37年9月から38年3月までが未納期間であったが、今回、37年4月から10月までが未納期間だと言われた。私の記録が適切に管理されているのか信用できない。

(申立期間①)

また、夫が60歳になり、退職した昭和60年秋ごろに、A市役所に出向き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。一人一年金と聞いていたので加入しなければと思った。同市役所の2階で担当の男性から、2年間さかのぼって納付できると言われたが、金額が大きくなることと、夫が退職したことを話すと、「それなら、ご主人が退職された後の5月から加入すればよろしい。」と言われた。1回の納付を3万円程度にしてほしいと伝えたところ、後日納付書がそのとおりに送られ、2回ほど払った。その後、私が65歳になった平成15年に社会保険事務所(当時)へ行った時、この期間が未納であることを知ったため、自分で関係機関へ行き調べてみた。C社会保険事務所(当時)へ3回、及びA市役所へ1回行き、当時、商店を自営しており、青色申告をしていたのでD税務署及びE納税事務所へも行ったが、明らかにならなかった。再度調査して記録を訂正してほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年に自身の年金記録に疑問を抱き、自ら社会保険事務所、市役所、税務署及び納税協会を複数回訪れるなど、年金記録問題が発生する以前から積極的に調査活動を行い、その際、社会保険事務所から説明のため交付された手書きの詳細な年金記録を受け取っている。

申立期間①については7か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年2月28日に払い出されたことが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の保険料は納付することが可能な上、当該期間の前後は保険料を納付済みなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②について、申立人は、夫が定年退職した昭和60年秋ごろ、国民健康保険と国民年金の手続を行うため市役所を訪れ、国民年金の担当者と相談の上、夫が退職した同年5月以降の期間から保険料を納付することとし、納付書を作成してもらい、後日、金融機関で納付したとしているところ、申立人は、納付書発行に至る市役所職員との相談内容や訪れた市役所内の窓口配置を詳細に記憶している上、A市の記録から、申立人の国民健康保険への加入日が同年10月11日であることが確認でき、同年秋ごろに市役所を訪れたとする申立人の主張には不自然さはみられない。

さらに、申立期間を除くすべての国民年金加入期間は納付済みであり、申立人の納付意識は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月

私は、昭和47年7月に婚姻の手続のためA出張所に行き、その時、老後のため国民年金に加入しようと考えて窓口に行ったところ、これまで納付していなかった期間の保険料をさかのぼって納付できると聞き、改めて同出張所に赴き、国民年金の手続を行ってさかのぼって納付した。その後も保険料は同出張所で納付し、領収書を受け取った上で、国民年金手帳にも定期的に検認印をもらっていた。

当時、昭和47年9月及び10月分の保険料を納付する時に、役場の職員から、申立期間の保険料納付が抜けているので、一緒に納付するように言われ、3か月分の保険料を納付したところ、前年度から保険料が変更されていると言われ、その場で100円を返してもらった記憶がある。申立期間の領収書は別に受け取り、国民年金手帳の検認印が確認できなかったことから、この領収書のみ同手帳にはさんで保管していたが、B市役所で国民年金の手続をした際に、記録がコンピューター化されるので不要だと言われ、処分された。

しかし、私の夫が約5年前に社会保険事務所（当時）に行き、年金受給の相談をしたところ、私の国民年金の保険料の納付期間が1か月抜けていると言われ、確認したところ、私の記録が一部不明になっていることが分かった。私は、保険料の未納が無く、ずっと納付していたと記憶しており、約14年半分の領収書などはすべて保管していたので、社会保険事務所（当時）にこれを持参し、現在の記録に回復してもらった。しかし、申立期間のみ領収書が無いことから、その期間に関しては、記録を回復してもらえなかった。

私は、納付をした時の窓口でのやりとりをはっきりと覚えており、家計簿の記載もあることから、申立期間の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳まで未納期間は無い上、平成19年4月からは付加保険料の納付も行っており、申立人の国民年金に関する納付意識の高さがうかがえる。

また、昭和46年11月から47年6月までの保険料の納付記録についても、申立人が所持している領収書により、平成15年12月19日に初めて把握され、オンライン記録に追加されており、A出張所での申立人の記録管理に不備がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金被保険者原票によると、資格取得年月日は、「昭和47年6月22日強制加入」と確認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳には、「昭和46年11月1日強制加入」との記載がある上、実際に同年11月分までさかのぼって納付している領収書を所持していることから、オンライン記録についても、60年12月25日まで長期間にわたって適正な記録管理がなされていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間の保険料納付に関して、A出張所の窓口職員に昭和47年9月及び10月分の保険料を納付する際に、46年10月分の保険料も一緒に納付するように言われ、納付した時の窓口での具体的なやりとりを記憶しているところ、申立人が所持する家計簿には、その主張どおりの保険料納付の記録が確認できることから、納付意識の高い申立人は、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から62年3月まで

私は、平成20年に「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、申立期間及びその期間とは別に3か月の未納期間があることが分かった。

また、3か月の未納期間は、領収書を所持していたので記録訂正されたものの、申立期間については、記録が確認できないとの理由で認められていないが、私は、A市に在住していた昭和59年6月から口座振替をしており、62年9月にB市に転居してからも保険料の納付を行っていたのに、未納となっていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、国民年金加入期間(任意加入期間を含めた319か月)のうち、申立期間(10か月)を含む11か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、前納により保険料を納付している期間も確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金記録によると、申立人の資格記録は、昭和61年4月1日から62年9月にB市へ転居するまで第三号被保険者期間と記録されているが、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人は同年9月29日に同市役所で国民年金の住所変更の手続きを行っている上、資格取得の欄には、61年7月1日付けで強制加入被保険者と記載されていることが確認できることから、この時の届出により、申立人の被保険者の種別はさかのぼって、同年7月1日付けで第一号被保険者に変更されたものと推認でき、申立人は、国民年金の住所変更の手続きを行った時点で、同年7月以降の国民年金保険料を納付

することが可能である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人が所持する国民年金保険料領収書を見ると、同年 10 月分を同年 10 月 5 日に B 市で納付していることが確認できる上、上記のことから、当該期間の国民年金保険料については、同市でさかのぼって納付されたものと推認できる。

加えて、B 市によると、国民年金の届出を行った際、過年度分の保険料の未納が分かった場合、過年度納付の説明を行い、希望者については同市において納付書を発行していたとしている上、この当時、社会保険事務所においても過年度保険料に係る納付書を発行していたとしていることから、納付意識の高い申立人が、発行された過年度納付書により、未納とされていた申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、昭和 61 年 6 月分の国民年金保険料については、オンライン記録によると、申立人に係る第一号被保険者の種別変更の記録について、61 年 7 月 1 日から同年 6 月 30 日に訂正する事務処理を平成 8 年 2 月 23 日に行っていることが確認できることから、申立人が国民年金の住所変更の手続を行った昭和 62 年の時点では、61 年 6 月分の納付書は発行されていないことが推認でき、当該月の国民年金保険料を申立人が納付できたとは考え難い上、ほかに当該月の保険料を申立人が納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私の前の夫がA社を退職してから3年後、B市から二人の男性職員が店に来て、今、国民年金に加入すれば、5年分をさかのぼって保険料を納付できることを教えてくれた。私は店先で加入手続きを行い、3枚綴りの1年ごとに分割された納付書を何枚か渡された。保険料の納付は昭和50年1月から支払い始め、納付期限までに保険料を納付した。

私は、60歳になったとき、役所でさかのぼって納付した分の保険料が未納となっていることを知らされ、大変驚いた。確かに納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出し以降、申立期間を除き未納期間が無い上、昭和54年4月から55年3月までの免除期間の保険料を追納するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和50年は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、まとめて納付したとする金額は、申立期間の一部を特例納付により納付した場合の保険料額におおむね一致しており、さらに、申立人は、何枚かに分割して納付書を作成してもらったとしているところ、B市役所によれば、特例納付や過年度納付の納付書を発行していたとしており、納付者の要望に応じて、納付書を分けて発行していたとしていることなど、申立人の主張には、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

結婚後、私の母親から「今なら、100円の掛金で年金に入れる。」と勧められ、国民年金の加入手続きを行い、自宅を訪れる集金人に国民年金保険料を払い続けてきた。

ところが、年金問題が発覚した平成19年に私の年金記録を確認したところ、昭和40年4月から41年3月までの納付記録が無いとの回答を受けた。当時、私は、37年5月に生まれた長男の子育てをしていた時期であり、家を留守にすることもなく、欠かさず集金人に保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和38年10月に払い出されていることが確認でき、申立期間を除き、申立人が47年11月にA共済組合の組合員資格を取得するまで、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は保険料を納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人の元夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の12か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月16日から同年8月16日まで

私は、昭和46年6月16日にB社に入社し、その後間もなく親会社のA社に移籍された。勤務地はC営業所であり、途中で退職することなく、48年3月15日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が途中の1か月だけ欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した労働者名簿及び同社の証言により、申立人が同社に昭和46年6月16日に入社し（B社に入社後、同日にさかのぼってA社に入社した扱い。）、申立期間を含めて48年3月15日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「C営業所では、B社とA社の従業員は、同一事務所で勤務しており、仕事内容にも変更は無かった。」と主張しているところ、B社本社に勤務していた元従業員は、「申立人は、1か月勤務して退職したということではなく、昭和48年3月に退職するまで、継続して勤務していた。」と証言している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、B社で昭和46年6月16日資格取得・同年7月16日に離職、及びA社で同日に資格取得・48年3月15日に離職となっており、申立期間については、A社における雇用保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年7月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年1月30日）及び資格取得日（36年6月6日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月30日から36年6月6日まで

私は、昭和25年4月にA社に入社し、28年11月1日に厚生年金保険に加入して、44年5月31日に退職するまで継続して勤務しており、途中退社などはしていないのに厚生年金保険の記録が申立期間に途切れている。申立期間には厚生年金保険に加入しているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年1月30日に同資格を喪失後、36年6月6日に同社において再度同資格を取得しており、34年1月から36年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録では昭和29年4月1日から44年5月25日までの期間について、A社に継続して勤務していることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間に、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる19人に対して照会したところ、10人から回答が得られ、そのうちの一人は申立人に係る記憶は無いとしているが、他の9人は共に「申立人は、申立期間に正社員として継続勤務し、申立期間における業務内容に変更は無かった。」と供述している。

また、元同僚6人は「正社員は全員厚生年金保険に加入していた。」と供

述している。

さらに、A社に係るオンライン記録により、申立期間とは別の期間に厚生年金保険の加入記録の途切れた者が二人確認できるところ、当該二人は、「記録の途切れた期間は、他社で勤務した。」と供述しており、同事業所において申立人以外で在籍期間内に厚生年金保険の加入記録の途切れた者は確認できない。

なお、事業主は消息不明であることから、証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の直前のオンライン記録により、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から36年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録（昭和19年11月1日及び21年4月1日）及び資格取得日に係る記録（20年9月30日及び21年7月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、19年11月から20年8月までは120円、21年4月から同年6月までは480円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月1日から20年9月30日まで
② 昭和21年4月1日から同年7月15日まで

私は、戦前から昭和51年に退職するまでA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が欠落している期間がある。退職所得の源泉徴収票に記載されている勤務期間に基づき、同被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失後、20年9月30日に同社において再度同資格を取得し、21年4月1日に再度同資格を喪失後、同年7月15日に同社において再々度同資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された昭和51年分退職所得の源泉徴収票及び退職金支給票から、申立人が、13年5月2日から51年3月31日までA社で勤務していたことは推認できる。

また、申立期間①について、A社の人事担当者は、「当社では、終戦時の残務整理により、申立期間当時、昭和20年9月30日に全職員をいったん解雇し、同日に一部社員のみ再雇用している経緯があり、同日に資格取得している者は、少なくとも前日から当社に勤務していた者であるため、なぜ、記録が欠落しているのかは不明である。」と回答している。

なお、上記人事担当者は、「震災により古い人事記録及び厚生年金保険に係る記録は紛失した。」と回答しており、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のほとんどは、既に死亡しているか、消息不明であり、当時の状況について証言を得ることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和19年10月のA社B工場に係る社会保険事務所（当時）の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年11月から20年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社の人事担当者は、「継続して勤務している者の記録が欠落していることは通常考えられないが、当時は本社一括での手続きではなかったので、当社が届出を誤った可能性もある。」と回答している。

なお、上記人事担当者は、「震災により古い人事記録及び厚生年金保険に係る記録は紛失した。」と回答しており、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のほとんどは、既に死亡しているか、消息不明であり、当時の状況について証言を得ることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和21年7月のA社B工場に係る社会保険事務所の記録から、480円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年10月5日まで
年金記録上は、昭和33年7月25日に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無く、会社から説明を受けた記憶も無いので、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の直前の昭和26年4月25日から27年3月1日までの被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失後約10か月後の昭和33年7月25日に支給決定されているが、29年から35年にかけてA社において被保険者資格を喪失し、かつ、被保険者期間が2年以上の女性で（申立人を含む、うち一人は別事業所分含む。）、脱退手当金の支給記録が確認できる者10人のうち、連絡先が把握できた二人の者から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年4月の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

昭和33年4月1日にA社に入社し、平成7年11月1日に同社を退職するまで継続勤務していたにもかかわらず、年金記録に1か月の空白がある。調査の上訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る身上調書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係るA社B事業所（適用事業所整理記号：*）における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和38年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日に同資格を喪失していることが確認できる。

これについて、事務センターに照会したところ、「資格取得日と喪失日が同日であることはあり得ないため、社会保険事務所の事務処理誤りと考えられる。」と回答している。

さらに、A社B事業所（適用事業所整理記号：*及び*）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「C工場とD工場の両事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録に空白は無い。」と回答している上、そのうちの元同僚の一人は、「申立人は、D工場から継続してC工場に転勤してきた。休職やいったん退職

したことは無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 38 年 4 月の標準報酬月額については、申立人に係る同被保険者原票により、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和26年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和18年10月1日に入社し、51年1月11日に退職するまで継続して勤務した。在職中、毎月、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているため、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び雇用保険の記録により、申立人が、昭和18年10月1日から51年1月11日までA社で勤務（同社C支店から同社本店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社員台帳では昭和26年4月19日にA社本店への異動が発令されており、同社C支店の資格喪失日が同年4月30日となっていることから、同社本店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和26年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年6月1日から26年2月10日までの期間について、事業主は、申立人が25年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年2月10日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年2月1日から28年12月21日まで

私は、昭和25年1月にA県からB市に転居し、友人の紹介で、翌月にC社D工場に入社した。

入社して3か月ほど経って健康保険証を受け取り、給料から健康保険と厚生年金保険の保険料が引かれていた憶えがあるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社D工場に係る詳細な記憶や元同僚の証言により、申立人が当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当時の氏名「E」は見当たらないものの、申立人の旧姓と同姓で名前の読みが一部異なる「F」の記録（生年月日：昭和8年*月*日、資格取得年月日：25年6月1日、資格喪失年月日：26年2月10日、標準報酬等級：第2級）が確認できる。

この「F」の厚生年金保険被保険者記録については、i) 申立人は、入社後受け取った健康保険証には「F」と記載されていたと供述していること、ii) 申立人と「F」の生年月日は月だけが異なっていること、iii) 「F」の資格取得年月日は、申立人が健康保険証を受け取ったとする時期とほぼ一致すること、

iv) 当該記録は、未だ基礎年金番号に統合されていないことから、申立人の記録であることが推認できる。

これらのことから判断すると、申立期間のうち、昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 2 月 10 日までの期間について、申立人は、C 社 D 工場に勤務し、事業主は、申立人が 25 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 2 月 10 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 2 月 10 日までの標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、2,500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 26 年 2 月 11 日から 28 年 12 月 21 日までの期間に係る C 社 D 工場における、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無については、元従業員の証言からは確認できない上、当時の事業主及び労務担当者は既に死亡しており、これらの者からも聴取ができず、確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月22日から同年8月25日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社後、44年8月にB工場に異動した後、48年3月31日に退職するまでの間、同社に継続して勤務しており、私が所持している当時の給与明細書を見ると、給与より厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職期間証明書、申立人が所持する給与明細書及び事業主の証言により、申立人は、同社において、昭和43年4月1日から48年3月31日までの間、継続して勤務し（44年7月22日に同社C営業所から同社B工場（適用事業所名称はA社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（適用事業所名称はA社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和36年4月にC社（現在は、A社）に入社し、平成6年6月に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたが、昭和41年2月1日付けでB支社からD支社へ異動となった際の年金記録が同年1月31日に資格喪失し、翌2月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において、昭和36年4月1日から平成6年6月28日までの間、継続して勤務し（昭和41年2月1日に同社B支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社に係る昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間については、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和47年11月4日と認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月4日から同月6日まで

私は、昭和43年4月1日にD社に入社し、C支店に配属された。その後、C支店はE支店に統合されることになり、47年11月4日にC支店が閉鎖された。それに伴い、C支店に勤務していた従業員は同日に他の支店に転勤となり、私はE支店に転勤となった。よって、年金記録の47年11月6日資格取得は誤りであり、同月4日資格取得に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びB社が保管する社員台帳（人事記録）により、申立人が申立期間に継続して同社に在籍していたことが確認できる。

また、D社F支店（適用事業所整理記号：*）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の整理番号前後の元同僚40人のうち、申立人の被保険者資格喪失日（昭和47年11月4日）と同日に資格喪失している者が10人確認できるところ、オンライン記録において、申立人と同じA社C支店（適用事業所整理記号：*）に転勤した5人の資格取得日は同年11月6日であり、厚生年金保険被保険者記録に欠落があるものの、同社の他の支店に転勤した5人の資格取得日は同月4日であり、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人のA社C支店（適用事業所整理記号：*）における資格取得日は昭和47年11月4日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から42年10月までの期間、46年1月から47年3月までの期間及び平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から42年10月まで
② 昭和46年1月から47年3月まで
③ 平成10年3月

私は、昭和37年7月にA社を辞めた後、B市役所の紺の制服を着た女性職員が家に来て国民年金の加入手続を行った。後に同じ職員に勧められて付加年金を付けた記憶がある。その時は、地元の自治会長にいろいろとお世話していただいたことを覚えている。この間の保険料の支払いについては、母親が私の分も一緒に払ってくれており、その後、母親は年金を受け取っていた。B市で交付された年金手帳については、C市へ転居した後、現在の年金手帳に統合されている。

また、昭和46年4月から47年3月までの保険料は、現在のD銀行E支店で支払っていると思う。

さらに、平成10年3月21日から31日までの期間については、この2年後に会社を辞めた後、国民年金の手続のためC市役所に行き、その時に窓口職員から指摘を受けて納付書の発行手続を依頼し、後日、自宅に届いた納付書で保険料を納付したはずである。

なお、厚生年金保険の手続に際して、昭和34年3月から37年7月までの期間については、名字のFがGとなっており、訂正書類を提出したことがある。調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出さ

れている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、昭和49年11月25日ごろと推認され、申立人の国民年金被保険者原票から、47年4月から49年3月までは過年度納付していることが確認できるが、この手帳記号番号払出時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、B市に住んでいたところに、申立人の母親が加入手続きを行い、申立人の申立期間①の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の母親の同手帳記号番号は、B市からC市に転居した後の昭和49年2月28日に払い出されており、オンライン記録からは同年3月15日に再開5年年金で加入していることが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間③について、申立人は、平成12年4月ごろにC市役所又は社会保険事務所(当時)から送られてきた納付書により、金融機関からまとめて数か月分の保険料相当の金額を引き出して納付したと主張しているが、申立人名義の普通預金の取引履歴から、同年4月17日に3万9,900円、3万9,720円と2回に分けて引き出されていることが確認でき、この金額は同年1月から3月分の保険料及び同年4月から6月分の前納保険料の金額と一致し、当該申立期間の保険料が引き出されていることは確認できない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月及び同年5月並びに同年6月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月及び同年5月
② 平成2年6月から4年1月まで

私は、52歳の時に退職し、誰かに「60歳まで国民年金を掛ける義務がある。」と聞いたので、平成2年4月ごろA市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。請求書が送られてくれば必ず払っており、保険料を支払った場所は同市役所だと思う。申立期間について、なぜ記録が無いのか分からない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の年金記録（マスターチェックリスト）によると、申立人の国民年金の加入手続きについて、申立期間①の始期である平成2年4月1日の資格取得、及び申立期間①の終期である2年6月1日の資格喪失に係る届出日は、5年6月22日とされており、同時期に初めて国民年金に係る手続きが行われたものと推認されることから、申立期間①及び②を含むそれ以前の期間については、申立期間当時、同市において国民年金に係る手続きは行われていなかったものと考えられる。

また、申立人の所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日の欄に平成5年6月22日と記載されており、A市の年金記録（マスターチェックリスト）の届出日と一致する上、他の年金手帳を所持していたなど具体的な記憶も無いため、このとき初めて国民年金に係る手続きが行われたものと推認できる。

さらに、A市の年金記録（マスターチェックリスト）によると、申立期間①について保険料の納付を確認できない上、申立期間②については未加入期

間とされており、納付書が発行されていなかったものと考えられることから保険料を納付することができない期間であり、オンライン記録においても保険料の納付を確認できない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から12年5月まで

私はA社で勤務していたが、入社して1年後に勤務形態が変わり、常勤から午前中のパート勤務となって、その後も2年間働いていた。パート勤務の間、健康保険は任意継続被保険者に、年金は国民年金に加入し、それぞれ保険料を郵便局又は信用金庫できちんと支払っていた。ねんきん特別便が来るまで、保険料を納付していると思っていたが、申立期間が免除期間になっていることに大変驚いた。免除の手続を行ったことはないのに、どうして免除になっているのか納付できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「免除の手続を行ったことはないのに、どうして免除になっているのか納付できない。」としているところ、当該期間直前の保険料が納付された平成11年1月27日時点で申立期間の一部の保険料は納付可能であったものの、納付とされておらず、オンライン記録において、当該期間は申請免除期間とされている上、B市が保管する収滞納一覧表においても、申請免除期間であることを示す「シ」の記号が記載されていることが確認でき、記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、当該期間について、納付書が発行され、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年1月まで

私は、申立人である夫と昭和50年5月に結婚した。夫は、平成14年に亡くなったが、夫の両親や姉に結婚前の話を聞くと、夫が20歳になった当時、両親及び姉も国民年金保険料を納付していることが分かった。夫の父親によると、昭和35年くらいに国民年金の制度が始まり、夫の母親が自宅に訪問してきた集金人に子供3人分(夫の分を含む。)の保険料を納付していたと聞いた。また、姉(長女)も、20歳の時から43年12月に結婚するまで、母親がかかさず国民年金保険料を納付してくれていたと言っているのに、夫の国民年金の記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号が、平成9年1月当時に加入中であつた厚生年金保険被保険者の記号番号で付番されている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人及びその妻は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしている上、申立人の父親は、保険料の納付に関する当時の記憶が定かでは無く、実際に加入手続と保険料の納付を行っていたとしている申立人の母親は、病気のために証言できないとしており、申立期間の納付状況が不明である。

さらに、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から同年4月までの期間及び43年5月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から同年4月まで
② 昭和43年5月から47年3月まで

私の母親は、年金について「将来の貯蓄だから」という考えの持ち主で、国民年金が始まった時から国民年金保険料を払っており、私が会社を辞めた昭和37年2月と43年5月にも、当然のように私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。保険料については、私の母親が自宅を訪れる集金人に母の保険料と一緒に支払ってくれていたと思う。その時の私のベージュ色の年金手帳には、受取印紙が貼ってあった記憶がある。しかし、当時の私は、年金というものに疎く、加入していた厚生年金を脱退手当金として受け取ってしまい、母親から叱られたことを覚えている。

また、基礎年金番号通知書が届いた時に、私が所持していた年金手帳の番号と異なっていた覚えがあり、これが申立期間の年金記録が無い原因ではないかと思われるが、その時の年金手帳は65歳の時に処分してしまい、保険料納付を証明する資料は無い。しかし、このままでは、私のために国民年金の手続きを行い、保険料を納付してくれた母親の想いを無にすることになるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、亡くなった母親が、自宅を訪問していた集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和47年12月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推

認され、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間②についても、一部は時効により納付できない期間となり、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金への加入手続及び納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの期間並びに53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年3月まで
② 昭和53年2月及び同年3月

私は、申立期間①については、昭和41年12月1日に、国民年金手帳をA市役所で受け取った時に、「いくらか納めないといけない。」と言われ、国民年金保険料の一部を支払い、後日、B市役所で残りの保険料を納付した。その証拠として、同手帳の昭和41年度の頁の切り取り線上に、「43.9.2 B市」の検認印がある。

また、申立期間②については、昭和53年5月4日に、B市の集金員に国民年金保険料を納付した時に、「領収は、年金手帳に記入します。」と言われ、年金手帳に「5/4日 2月～3月 ¥5460- 現納」と記入されているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った時、「いくらか納めないといけない。」と言われ、国民年金保険料の一部を納付し、後日、B市役所で残りの保険料を納付したとしているが、当時の事務処理として、国民年金保険料の現年度納付を行った場合、国民年金手帳の該当する年度欄の右側のページに印紙を貼付し、当該年度が経過した時点でそのページが切り取られるところ、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度の欄は使用されていないことから、申立期間①のうち、昭和41年4月から42年3月まで(41年度)の国民年金保険料については、納付し

たことがうかがえない上、申立人は、申立期間①の保険料を納付した際の保険料額等について具体的な記憶が無く、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立人は、申立期間②について、昭和 53 年 5 月 4 日に、B 市の集金員に当該期間に係る保険料を納付した時、集金員が領収したことを示す内容として、「5 / 4 日 2 月～3 月 ¥5460- 現納」と手帳に記載（以下「覚書」という。）してくれたとしているが、その記載されている金額は、申立期間②の保険料を納付した場合の保険料額（4,400 円）と一致しない上、申立人が所持する国民年金手帳には 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料として、5,460 円を 54 年 5 月 7 日に過年度納付した際交付された領収書が貼付されていることから、申立人が主張する覚書は、その期間の保険料を集金員が預かった際に記載したものと推認される。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書により確認できる国民年金保険料の納付済み期間は、オンライン記録とすべて一致している上、オンライン記録によると、申立期間②以外に、当該期間と同じように 2 月及び 3 月の期間を含む未納期間が 4 か所あることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から27年3月22日まで

私は、申立期間にA社に在籍して厚生年金保険に加入していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務して厚生年金保険に加入した。」と主張しているが、オンライン記録によるとA社という名称での厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、住所地を管轄する法務局に、A社の商業登記は無い。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直後の昭和27年3月22日から同年4月19日までC社において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同社の元従業員は、「同社は当初、D社（個人事業所か法人事業所かは不明）として設立され、その後A社（個人事業所か法人事業所かは不明）となり、さらに、その後C社となった。」と証言している。

しかしながら、上記の元従業員は、「A社は小規模な事業所であったので、厚生年金保険の適用を受けていたかどうかは分からない。」と証言しており、また、他の元従業員一人は、「E社内のA社は小規模であり、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と証言しており、A社が厚生年金保険の適用を受けていたことがうかがえない。

また、C社は、「申立期間当時の資料を保管していないことから、当時の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶する元同僚二人についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、申立期間の記録は確認できない上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 8 日から 30 年 4 月 19 日まで
② 昭和 31 年 2 月 3 日から同年 10 月 23 日まで

私は、昭和 29 年 11 月から A 社に勤めていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が全く無く、また、B 工場に働き始めたときの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。在職していたことはそれぞれの事業主から証明されているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 社に継続して勤務していたとして、
るところ、当時の事業主が作成した証明書から、申立人が申立期間①において
同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「当時の人事記録等の資料は焼失して残っていない。」と回答している上、当時の事業主は、「当時は同業の競争で経営が厳しかったことから、社会保険の加入については、家族親戚以外の従業員は半年ぐらいしてから加入させていた。」と証言している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員が 9 人確認できるが、そのうち二人しか連絡先が判明せず、当該二人の元従業員からも文書照会に対する回答が無く、聞き取り等を行えないことから、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿においても、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、B 工場に継続して勤務していたとして

いるが、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和31年10月24日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、B工場の申立期間②当時の事業主の息子は、「事業所は既に廃業し、事業主であった父も既に亡くなっており、当時の資料は何も残っていない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所の厚生年金保険の新規適用と同時に被保険者資格を取得している元従業員は、申立人を含め9人確認でき、そのうち聞き取りを行うことができた一人は、「厚生年金保険には最初は加入していなかったが、途中から他の人と一緒に加入したと思う。また、厚生年金保険に加入する前には保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、申立期間②において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月20日まで

私は、昭和18年4月1日にA社に入社し、B職として勤務していたが、母が危篤に陥ったので、20年10月20日ごろに退職した。

A社が出した辞令によると、私が正職員だったことは明らかであるので、女性が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年10月1日以降の同社における在籍期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出しているA社の辞令により、申立人は、同社において、昭和18年4月1日から勤務していたことは確認できる。

しかし、当該会社で社会保険関係事務を担当していたとする元従業員は、「B職やC職が厚生年金保険に加入したのは昭和27年10月1日以降であった。」と証言している。

また、オンライン記録により、当該会社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員49人の職種を調査したところ、昭和27年10月1日より前に被保険者資格を取得している20人全員が、職種は申立人とは異なり、B職又はC職以外であると回答している。

さらに、昭和27年10月1日付けで被保険者資格を取得したとする10人全員が、職種は申立人と同じB職又はC職であるとしている上、10人のうち9人が同日より前から当該会社で勤務していたと回答している。

加えて、当該会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶しているB職やC職の加入記録は確認できない。

これらのことから判断すると、A社では、B職やC職については、申立人が同社を退職してから約7年後の昭和27年10月1日以降において厚生年金保険

に加入させていたことが推認できる。

このほか、上記の被保険者名簿によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 7 日から 45 年 5 月まで

私は、昭和 42 年 8 月に A 社に入社し、45 年 5 月まで B 店で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、入社当初の 1 か月だけとなっている。

しかし、1 か月で辞めてはいないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 8 月 18 日から同年 9 月 7 日までの期間について申立人の厚生年金保険被保険者記録があるところ、商業登記簿によると、同社は、同年 6 月 24 日に設立し、43 年 6 月 6 日に解散していることが確認できる。

また、元代表者は、「昭和 43 年 5 月の時点では、既に B 店はなくなっており、申立人については記憶に無い。」と回答しており、申立人も元代表者のことを記憶していない。

さらに、申立人と同様に、オンライン記録により昭和 42 年 8 月 18 日から A 社に係る厚生年金保険被保険者記録がある 57 人のうち住所が確認できる 23 人に文書照会したところ、16 人から回答を得たが、16 人全員（うち二人は B 店での勤務経験があると回答）が申立人を記憶していない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年2月9日まで
② 昭和20年6月19日から22年6月30日まで
年金記録上は、昭和22年12月1日に脱退手当金をもらったことになっているが、受給した記憶が無いので、年金記録の調査と訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記載欄には支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和22年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月ごろから26年8月ごろまで
② 昭和33年2月ごろから同年8月ごろまで

私は昭和24年4月から26年8月ごろまで、A社に勤務していた。また、33年2月ごろから同年8月ごろまで、B社に勤務し、C社内のD社で業務を行っていた。勤務していたことは確かであるため、記録が無いはずがない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人の記憶している元同僚5人の厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間後、大学に入学したと供述しているものの、大学が証明している申立人の在籍期間は、昭和25年4月から28年3月までであり、申立人の主張と大学が証明する在籍期間とが一致しない。

また、申立人はA社の事業主宅に住み込みで働いていたと供述しており、元同僚がそれを裏付ける証言をしているところ、申立期間①当時の事業主の厚生年金保険被保険者資格取得日は、上記大学が申立人の在籍を証明する期間中の昭和25年9月11日であることが確認できる。

さらに、当時の事業主は所在が不明であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる109人のうち、所在の確認できる16人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち15人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名の記載、及び整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している元同僚一人の被保険者記録が確認できること、及び申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社によると、昭和29年12月から保管している「人名簿」（入社順に整理している人事記録）に申立人の記録は無く、社会保険の手續資料は退職後に破棄しており、保管していないため、申立人の在籍及び厚生年金の加入状況については不明であるとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる34人のうち、所在の確認できる24人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち15人から回答があったものの、申立人と同様にD社に勤務していたとする元従業員は、「当時、社会保険の加入手続は試用期間を経て行っていた。」と証言をしている上、その他の元従業員の「失業保険被保険者離職票で確認できる被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は6か月間相違している。」との証言等から、当該事業所は、申立期間②当時、従業員を入社と同時には厚生年金保険に加入させず、相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名の記載、及び整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日まで
② 昭和 43 年 7 月 11 日から 45 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 4 月 1 日付けで、A 事業所に就任し、終戦後も 21 年 3 月まで勤務した。当時、厚生年金保険被保険者証を受け取った覚えがあり、厚生年金保険に加入していたはずである（申立期間①）。

また、私は、昭和 43 年 7 月 11 日に B 社を退職後、C 社に入社し、2 年間、同社 D 営業所に寝泊まりしながら、E 職として勤務していた。44 年末ごろに体調を崩し、休業中は傷病手当金を受給していたが、退職直前の 1 か月しか厚生年金保険の加入期間が無いというのは納得できない（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管している F 社及び G 社の辞令により、申立人が、昭和 18 年及び 19 年当時、A 事業所に在籍していたことは確認できる。

しかし、制度上、国及び地方公共団体の事業所が厚生年金保険の適用事業所となることができたのは申立期間の後の昭和 23 年 7 月からであり、F 社も、「当社の事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、61 年 4 月からである。」としていることから、18 年当時、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人に厚生年金保険被保険者証を交付することは無い。

申立期間②については、申立人が当該期間の直前まで勤務していたとする B 社における元同僚の証言等及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「営業所での同僚の氏名や、営業所にいた人数などは不明である。」と供述していることから、オンライン記録により、同社で昭和 43 年 6 月から同年 9 月までの期間に被保険者資格を有する 120 人のうち、住所の確認できた 36 人に文書照会したところ、回答のあった 19 人の中に申立人のこ

とを記憶している者はいない。

また、上記 19 人のうちの一人は、「当該事業所は、E 職の養成期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、C 社は、「申立期間当時の関係書類が保管されていないため、試用期間を設けていたかどうかについては不明であるが、現在の試用期間は 3 か月で、評価基準を超えなければ、本採用にならない。」と回答している。

これらのことから判断すると、C 社は、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

なお、申立人は、傷病手当金を受給していたと主張しているが、当時、C 社が加入していた H 健保組合は、既に解散しており、また、申立人が治療を受けた医療機関は診療記録を保存していないため、給付の有無について確認できない。

そのほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1695 (事案 177 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A社を辞めた後、すぐにB社(現在は、C社)に入社したにもかかわらず、最初の1か月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。当時は、貧困で、1か月収入が無いと生活に影響していたので空白は無いはずである。在職期間証明書にも入社年月日は昭和 31 年 11 月 1 日となっている。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社の在職期間証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に同社に在職していたことは確認できるものの、昭和 31 年 11 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者すべてについて、入社日は厚生年金保険の資格取得日より早いことが確認できる上、他の日に被保険者資格を取得した者についても、同様に入社日と資格取得日が相違していることが確認できることから、入社日が厚生年金保険の資格取得日とされたものではないとして、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 10 月 1 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、保険料控除を示す資料としてC社が証明したとする書面を提出したが、当該書面では、申立人の申立期間に係る給与明細等の記録は残っておらず、保険料控除を確認できる資料は無いとしている上、申立人の厚生年金保険の資格取得日を証明した内容とはなっていない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1696

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで

A社で勤めていたが、昭和 30 年になって、給料の支給が遅れたり、4回に分けて支給されるようになり、不満を持っていたところ、同社の同僚の母からの紹介で、B社が従業員を募集していることを知り、応募した。A社を辞めてからすぐにB社に入社したので、A社を退職したのは30年に間違いない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和 30 年 2 月末まで勤務していたと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が同社における元同僚として記憶している者（申立人と同日の 29 年 3 月 1 日に同社における被保険者資格を喪失）は既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

また、申立期間当時、被保険者名簿によりA社において被保険者となっていた元従業員二人は、「申立人を覚えていない。自身の厚生年金保険の記録に間違いは無い。」と証言している。

さらに、被保険者名簿には、健康保険被保険者証を返却したことを示す「證返」の押印が確認できる上、健康保険の番号には欠番が無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月29日から21年9月1日まで

私は、昭和19年10月1日から52年4月1日まで、A社で継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で昭和19年10月1日から52年4月1日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が、当該事業所のほとんどの従業員と共に、昭和20年9月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、同社C事業所（B工場を名称変更し、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となる。）に係る被保険者名簿により、21年9月1日に同資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同様に、昭和20年9月29日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、1年から3年ほど後に同社C事業所において同資格を再取得している複数の元従業員は、いずれも「私は20年9月末に解雇され、その後再雇用された。」と証言しているところ、同社の現在の担当者は、「終戦に伴い、20年9月末に当社の従業員を全員、いったん解雇した経緯がある。」と回答している。

さらに、別の元従業員（昭和21年8月1日にA社C事業所で被保険者資格を取得）は、「私は、入社後すぐに会社の寮に入った。申立人も同じ寮に住んでいたが、私よりも後に入ったと思う。」と証言している上、当該事業所において、21年8月1日から同年9月27日までに厚生年金保険被保険者資格を取

得した14人（申立人を含む。）については、同資格を取得した際に払い出されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号が連番となっており、当該事業所における申立人の同資格取得日に不自然な点は見られない。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、申立人がA社B工場又は同社C事業所で勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 22 日から 7 年 4 月 30 日まで

私は、平成 5 年 10 月 22 日から 21 年 9 月 1 日までの間、A 社で勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、私が同社に入社した当初の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と相違しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っている又は一致していることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

また、申立期間について、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 1 月 1 日に独立してA社を始め、63 年 6 月 1 日付けでB社として法人登記した際に厚生年金保険の加入手続を行ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、税理士に依頼して昭和 63 年 6 月 1 日付けでB社として法人登記した際に厚生年金保険にも加入したとしているが、当該税理士及び厚生年金保険の加入手続を行ってくれたとするその実弟の所在が不明のため、当時の状況を確認することができない。

また、C年金事務所は、「B社の厚生年金保険の新規適用の届出に係る資料は保存期限を過ぎて保管していないが、現存する事業所記号簿では、当該事業所の適用年月日は、オンライン記録どおり平成 3 年 3 月 1 日である。」としている上、「申立期間当時における事業所の新規適用手続については、適用事業所に該当する事業所の事業主が届出を行うことにより開始するものであり、法人登記手続と社会保険への新規加入手続とは別個の手続である。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間については、申立人は国民年金の被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、商業登記の記録によると、申立人はB社の代表取締役であることが確認できる上、当該事業所の元従業員二人によると、「同社の経理事務及び社会保険事務は申立人が行っていた。」と証言している。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者

(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたとしても、特例法第1条第1項ただし書きの規定により、申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から26年5月まで

A社を昭和24年3月に退社し、当時、B社に入社したが、厚生年金保険の記録は26年6月1日からしか確認できない。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述と元同僚の証言より、期間が特定できないものの、申立人は、申立期間ごろにB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は同僚6人の氏名を記憶しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、そのうち二人の被保険者記録しか確認できない。

また、申立人が主張していた経営者3人の氏名は、上記名簿において確認できないことから、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員87人が確認でき、このうち所在の確認できた6人に照会し、そのうち3人から回答があったものの、厚生年金保険の加入状況など具体的な証言を得ることは出来ず、当時の状況を確認することができない。

これらのことから判断すると、B社は従業員全員を厚生年金保険に入社と同時に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和27年6月1日に適用事業所でなくなっている上、住所地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る商業登記は確認できず、当時の事業主も消息不明であることから、申立人の勤

務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 10 日から 38 年 11 月 25 日まで

私は、申立期間にA社に勤務しており、昭和 38 年 10 月に運転免許証を取得した後に辞めた。同社では小学校の同級生も一緒に働いており、従業員にはほかにBさん親子、Cさん親子及びDさんがいた。給料から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での元同僚8人のことを記憶しており、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の元同僚で、かつ小学校の同級生は、当該事業所において昭和 38 年 1 月 21 日から同年 10 月 25 日まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、「当該同級生の紹介でA社に就職し、当該同級生とほぼ同時期に運転免許証を取得してから同事業所を退職した。」と供述していることから、申立人の同事業所での勤務期間は、申立期間のうち、同年 2 月ごろから同年 10 月ごろまでであったと考えられる。

しかしながら、当該同級生とは連絡が取れないため、申立人の勤務実態を確認することができない上、A社において、昭和 37 年 5 月 1 日から厚生年金保険被保険者となっていた元従業員は、「私は、被保険者となる 1、2 か月前に入社したが、健康保険証をすぐにはもらえなかった。健康保険及び厚生年金保険に加入するまでは、当該保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、申立人も、「当該事業所では健康保険証をもらわなかった。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している後輩は、複数の元従業員の証言により、昭和38年4月ごろから当該事業所で勤務していたとみられるものの、被保険者名簿において、39年4月8日に被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

加えて、申立人が記憶しているB氏の子及びD氏は申立人のことを覚えておらず、B氏の親及びC氏親子とは連絡をとることができず、申立人の当時の状況及び勤務実態は確認できない。

そのうえ、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、当該事業所における厚生年金保険の加入手続及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から27年8月31日まで
私は、昭和18年4月10日から27年8月31日までA社（現在は、B社）で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在籍証明書から判断すると、申立人は申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人は、昭和25年8月ごろにいったん退職し、同年10月ごろに再度入社したが、その際に申立人からの要望により厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、同社が保管する申立期間に係る賃金台帳によると、申立期間について厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月から39年10月まで

私は、申立期間当時、A市に居住し、B社で勤めていた。同僚が良く面倒を見てくれた。当時、近くに住んでいた実兄が、私が同社に在職していたことを証明してくれるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B社で勤務していたと主張しているが、元同僚は、「申立人は、昭和38年ごろに同社で働いていたが、正社員ではなかったと思う。」と証言している。

また、i) 戸籍の附票により、申立人自身は住所を異動させていないものの、申立人の妻子が、昭和38年9月2日から39年2月2日までA市に住所を異動させていたことが確認できること、ii) 申立人は、「39年2月に妻の実家に戻った後、B社では働いていない。」としていること、iii) 申立人は、同社に入社したのは、妻子がA市に転居する1か月から2か月ぐらい前であったと供述していること等を踏まえると、申立人が同社で勤務していたのは、申立期間のうち、38年7月ごろから39年2月ごろまでと考えられる。

さらに、B社の現在の担当者は、「当社では、正社員及び臨時工の在籍記録及び被保険者台帳を保管しているが、申立人の記録は無いので、協力会社の社員だったと思われる。」と回答しており、申立人の勤務実態は明らかではない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から39年10月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 30 日まで
私は、昭和 42 年に A 社 B 支社に入社し、C 営業所で勤務していた。

申立期間においても、D 職員として業務をしていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、オンライン記録により、A 社 B 支社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる 37 人に文書照会したところ、回答があった 25 人のうち、唯一、申立人のことを覚えていた元同僚は、「申立人が勤務していた時期までは記憶していない。」と証言しており、申立期間における申立人の勤務実態について確認できない。

また、A 社 B 支社が保管する申立人に係る登録原簿によると、申立人は、昭和 42 年 5 月 13 日採用・43 年 4 月 15 日登録抹消及び 45 年 2 月 10 日採用・46 年 3 月 27 日登録抹消と記載されており、申立期間の大半を占める 43 年 4 月 16 日から 45 年 2 月 9 日までの期間については、同社における勤務記録が確認できない上、オンライン記録及び同社が保管している社会保険徴収台帳によると、申立人は、採用から約 3 か月後の 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 3 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人に係る在籍の記録と年金記録が一致しないことについて、A 社 B 支社は、「i) 従業員の厚生年金保険は、入社から 3 か月後に加入していた。ii) 申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 3 月 1 日）と退社日（同年 4 月 15 日）とが一致しないのは、成績が下がったことにより、正社員から、社会保険に加入しない嘱託社員に変更された可能性がある。iii) 被保険者資格喪失後に厚生年金保険料を給与から控除することは、基本的には

考えられない。」と回答している。

加えて、A社B支社において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失を繰り返していたD職員によると、「会社を退職したことは無いが、成績によって正社員から嘱託社員へ身分変更すると社会保険には加入できなくなった。」と証言している。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含むA社B支社で勤務した全期間を通じて、夫の健康保険の被扶養配偶者であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。